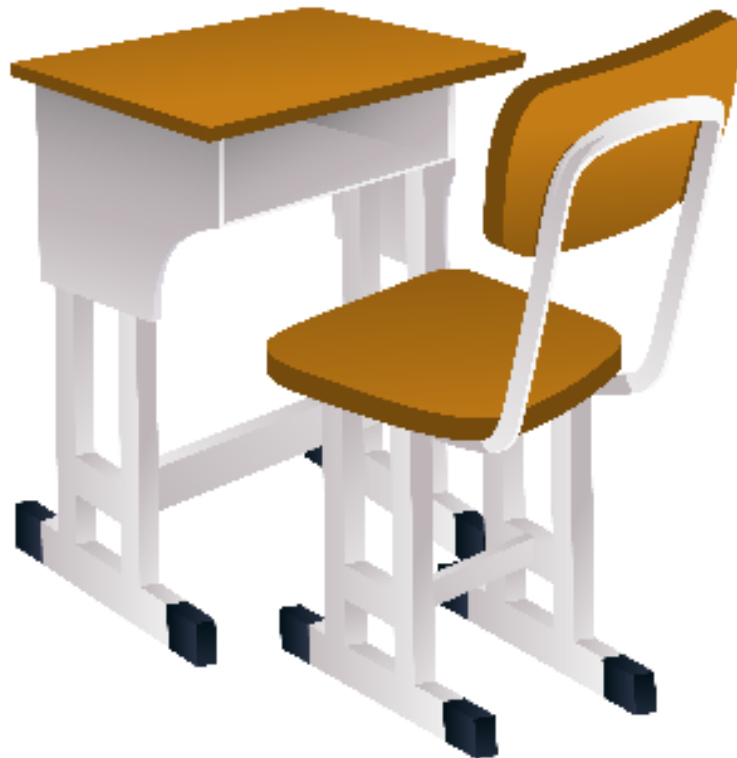


# 千葉県版 高等学校における「通級による指導」手引



平成31年3月

千葉県教育委員会

## \*目 次

I 特別支援教育の推進及び「通級による指導」について	1
1. 特別支援教育の推進について	2
「特別支援教育の理念」とは	
2. 高等学校における「通級による指導」について	2
(1) 「通級による指導」の制度的位置付け	
(2) 「通級による指導」とは	
(3) 「通級による指導」の教育課程について	
ア 特別の教育課程の編成	
イ 特別の教育課程の編成をするに当たっての注意点	
ウ 「通級による指導」の届け出及び特別な教育課程の届け出に関する事	
エ 単位の認定について	
(4) 対象となる生徒	
ア 対象となる生徒について	
イ 対象生徒の決定について	
(5) 実施形態について	
(6) 指導内容について	
(7) 個別の教育支援計画、個別の指導計画について	
(8) 評価について	
(9) 指導要録について	
(10) 就職先又は進学先への情報の引継ぎ	
II 指導内容「自立活動」について	11
1. 指導内容「自立活動」について	12
(1) 指導内容「自立活動」とは	
(2) 特別支援学校学習指導要領「自立活動」の内容	
2. 生徒の実態把握から指導内容の設定及び指導例	13
ア 書式(例)	
イ 事例生徒A(発達障害)	
ウ 事例生徒B(発達障害)	
エ 事例生徒C(肢体不自由)	
オ 事例生徒D(難聴)	
3. 「通級による指導」実践例	30
ア 実践例1(情緒障害)	
イ 実践例2(病弱)	
ウ 実践例3(LD)	
III 支援体制の構築について	35
1. 支援体制フローチャート	36
2. 学校全体の支援体制・取組	37
3. 中学校・特別支援学校との連携、引継ぎについて	38
4. 「通級による指導」に関するQ&A	41
5. その他(「通級による指導」の研究指定・「通級による指導」の実施希望の場合)	54
IV 関係資料等(様式等)	55
V 関係法規・通知等	63
主な参考・引用文献	86